

広島県議会議員一般選挙

1 場 所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
広島市佐伯区役所 三階 応接会議室

2 日 時 平成19年4月5日 午後5時10分

広島市議会議員一般選挙

1 場 所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
広島市佐伯区役所 三階 応接会議室

2 日 時 平成19年4月5日 午後5時20分

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第21号

平成19年4月7日

平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における第30投票区の投票管理者のその職務を代理すべき者を、次のとおり変更しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 原 伸 太 郎

投票区	変 更 前			変 更 後		
	住 所	氏 名	備考	住 所	氏 名	備考
第30投票区	広島市佐伯区千同 一丁目7番35号	四辻一博	安佐北区課税課 係長	広島市佐伯区美鈴 が丘東四丁目18 番11号	大本 巖	南区生活課 主査

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第22号

平成19年4月18日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成19年6月2日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 原 伸 太 郎

1 場 所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
広島市佐伯区役所内

広島市佐伯区選挙管理委員会事務局

2 期間等 平成19年6月3日から平成19年6月7日までの
5日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第23号

平成19年4月18日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定により、平成19年6月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所地及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいづれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、その者の氏

名、経由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 原 伸 太 郎

1 場 所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号

広島市佐伯区役所内

広島市佐伯区選挙管理委員会事務局

2 期間等 平成19年6月3日から平成19年6月7日までの
5日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで

区選管委員長告示

広島市中区選挙管理委員会委員長告示第1号

平成19年3月25日

平成19年4月8日執行の広島市長選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 馬 場 則 行

広島市中区国泰寺町一丁目4番21号

広島市中区役所 3階 第6会議室

広島市中区選挙管理委員会委員長告示第2号

平成19年3月30日

平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 馬 場 則 行

広島市中区国泰寺町一丁目4番21号

広島市中区役所 3階 第6会議室

広島市東区選挙管理委員会委員長告示第1号

平成19年3月25日

平成19年4月8日執行の広島市長選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 打 田 等

広島市東区東蟹屋町9番38号

広島市東区役所 3階 第3会議室

広島市東区温品五丁目1番18号

広島市東区役所温品出張所

広島市東区選挙管理委員会委員長告示第2号

平成19年3月30日

平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市

議会議員一般選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 打田 等

広島市東区東蟹屋町9番38号
広島市東区役所 3階 第3会議室
広島市東区温品五丁目1番18号
広島市東区役所温品出張所

~~~~~  
広島市南区選挙管理委員会委員長告示第1号

平成19年3月25日

平成19年4月8日執行の広島市長選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 大原 貞夫

不在者投票の投票記載場所 広島市南区皆実町一丁目5番44号

広島市南区役所 2階 大会議室

~~~~~  
広島市南区選挙管理委員会委員長告示第2号

平成19年3月30日

平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会
委員長 大原 貞夫

不在者投票の投票記載場所 広島市南区皆実町一丁目5番44号

広島市南区役所 2階 大会議室

~~~~~  
広島市西区選挙管理委員会委員長告示第1号

平成19年3月25日

平成19年4月8日執行の広島市長選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 臼田 耕造

1 不在者投票の投票記載場所

広島市西区福島町二丁目2番1号  
広島市西区役所 2階 第1会議室

~~~~~  
広島市西区選挙管理委員会委員長告示第2号

平成19年3月30日

平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市西区選挙管理委員会
委員長 臼田 耕造

1 不在者投票の投票記載場所

広島市西区福島町二丁目2番1号
広島市西区役所 2階 第1会議室

~~~~~  
広島市安佐南区選挙管理委員会委員長告示第1号

平成19年3月25日

平成19年4月8日執行の広島市長選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 河原 和郎

不在者投票の投票記載場所

広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
広島市安佐南区役所 2階 第二会議室

広島市安佐南区緑井六丁目29番28号  
広島市安佐南区役所 佐東出張所

広島市安佐南区祇園二丁目48番7号  
広島市安佐南区役所 祇園出張所

広島市安佐南区沼田町大字伴6301番地1  
広島市安佐南区役所 沼田出張所

~~~~~  
広島市安佐南区選挙管理委員会委員長告示第2号

平成19年3月30日

平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 河原 和郎

不在者投票の投票記載場所

広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所 2階 第二会議室

広島市安佐南区緑井六丁目29番28号
広島市安佐南区役所 佐東出張所

広島市安佐南区祇園二丁目48番7号
広島市安佐南区役所 祇園出張所

広島市安佐南区沼田町大字伴6301番地1
広島市安佐南区役所 沼田出張所

広島市安佐北区選挙管理委員会委員長告示第1号

平成19年3月25日

平成19年4月8日執行の広島市長選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会

委員長 秦 清

不在者投票の投票記載場所

広島市安佐北区可部四丁目13番13号
 広島市安佐北区役所 1階 第一会議室
 広島市安佐北区白木町大字秋山2391番地の4
 広島市安佐北区役所白木出張所
 広島市安佐北区深川五丁目13番7号
 広島市安佐北区役所高陽出張所仮設期日前投票所
 広島市安佐北区安佐町大字飯室3052番地の1
 広島市安佐北区役所安佐出張所

広島市安佐北区選挙管理委員会委員長告示第2号

平成19年3月30日

平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会

委員長 秦 清

不在者投票の投票記載場所

広島市安佐北区可部四丁目13番13号
 広島市安佐北区役所 1階 第一会議室
 広島市安佐北区白木町大字秋山2391番地の4
 広島市安佐北区役所白木出張所
 広島市安佐北区深川五丁目13番7号
 広島市安佐北区役所高陽出張所仮設期日前投票所
 広島市安佐北区安佐町大字飯室3052番地の1
 広島市安佐北区役所安佐出張所

広島市安芸区選挙管理委員会委員長告示第1号

平成19年3月25日

平成19年4月8日執行の広島市長選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会

委員長 小野 裕 伸

不在者投票の投票記載場所

広島市安芸区船越南三丁目4番36号
 広島市安芸区役所 3階 第1会議室
 広島市安芸区中野三丁目20番9号
 広島市安芸区役所中野出張所
 広島市安芸区阿戸町6257番地の2
 広島市安芸区役所阿戸出張所

広島市安芸区矢野東五丁目7番18号

広島市安芸区役所矢野出張所

広島市安芸区選挙管理委員会委員長告示第2号

平成19年3月30日

平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会

委員長 小野 裕 伸

不在者投票の投票記載場所

広島市安芸区船越南三丁目4番36号
 広島市安芸区役所 3階 第1会議室
 広島市安芸区中野三丁目20番9号
 広島市安芸区役所中野出張所
 広島市安芸区阿戸町6257番地の2
 広島市安芸区役所阿戸出張所
 広島市安芸区矢野東五丁目7番18号
 広島市安芸区役所矢野出張所

広島市佐伯区選挙管理委員会委員長告示第1号

平成19年3月25日

平成19年4月8日執行の広島市長選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会

委員長 原 伸 太 郎

不在者投票の投票記載場所

広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
 広島市佐伯区役所 6階 604会議室
 広島市佐伯区湯来町大字和田166番地
 広島市佐伯区役所湯来出張所

広島市佐伯区選挙管理委員会委員長告示第2号

平成19年3月30日

平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会

委員長 原 伸 太 郎

不在者投票の投票記載場所

広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
 広島市佐伯区役所 6階 604会議室
 広島市佐伯区湯来町大字和田166番地
 広島市佐伯区役所湯来出張所

人事委員会規則

広島市人事委員会規則第7号

平成19年4月13日

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会
委員長 吉岡 浩

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の 一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和54年広島市人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1のアの表8級の項を次のように改める。

8 級	1 局長若しくは区長の職務又はこれらに相当する職務
	2 会計管理者の職務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

広島市教育委員会規則第12号

平成19年4月20日

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会
委員長 石井 眞 治

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部 を改正する規則

広島市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和50年広島市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「総務課 庶務係 人事係 経理係
施設課 管理係 計画係 整備係」を
「総務課 庶務係 人事係
施設課 管理係 計画係 整備係」に改める。

第2条第1項及び第2項を次のように改める。

第2条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育委員会に関すること。
- (2) 教育行政の総合企画に関すること。
- (3) 重要な施策及び事業についての総合調整に関すること。
- (4) 教育行政施策の普及及び広報に関すること。
- (5) 予算及び決算の総括並びに予算執行の調整及び経理に関すること。
- (6) 議会に関すること。
- (7) 事務局の事務の総合調整に関すること。

- (8) 教育行政への要望、陳情等の処理、連絡調整その他の広聴に関すること。
 - (9) 企画会議に関すること。
 - (10) 教育委員会LANシステムの構築及び管理運営に関すること。
 - (11) 教育行財政の基本調査に関すること。
 - (12) 教育行財政の諸統計及び資料の収集整理に関すること。
 - (13) 事務局職員及び教育機関等の職員（教職員及び学校給食センターの職員（以下「教職員等」という。）を除く。以下「職員」という。）の任免、分限、懲戒、服務、表彰その他人事に関すること。
 - (14) 行政組織並びに職員及び市費負担教職員等の定数管理に関すること。
 - (15) 職務権限に関すること。
 - (16) 職務の評価及び格付けに関すること。
 - (17) 職員の勤務成績の評定に関すること。
 - (18) 職員の研修に関すること。
 - (19) 職員及び市費負担教職員等の給与の支給に関すること。
 - (20) 職員及び市費負担教職員等の諸手当の認定（教職員課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
 - (21) 教育委員等の報酬等に関すること。
 - (22) 職員及び市費負担教職員等の給与等の予算及び経理に関すること。
 - (23) 職員の給与、勤務時間、休日、休暇その他の勤務条件の制度に関すること。
 - (24) 職員の公務災害補償の実施に関すること。
 - (25) 職員の福利厚生に関すること。
 - (26) 人事及び給与に関する諸統計に関すること。
 - (27) 教育委員会委員及び教育長の秘書に関すること。
 - (28) ほう賞に関すること。
 - (29) 文書の收受、整理及び保存に関すること。
 - (30) 公印の管理に関すること。
 - (31) 事務の管理改善に関すること。
 - (32) 規則及び訓令の審査並びに公告式に関すること。
 - (33) 町村合併に関すること。
 - (34) 教育委員会の所管に属する公益法人等に対する指導調整の総括に関すること。
 - (35) その他事務局の庶務に関すること。
 - (36) 課の庶務に関すること。
- 2 施設課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 学校施設の整備方針の策定に関すること。
 - (2) 学校施設の改築計画の策定に関すること。
 - (3) 学校施設の耐震計画の策定に関すること。
 - (4) 学校の設置及び廃止並びに校名の決定に関すること。
 - (5) 小・中学校の通学区域及び通学区域審議会に関すること。
 - (6) 通学路の設定に関すること。
 - (7) 旅館業、風俗営業許可に対する意見の申し出に関すること。
 - (8) 学校施設の新築、増築、改築、改良及び修繕の実施に関すること。

ること。

- (9) 学校建設に伴う連絡調整に関すること。
- (10) 学校施設台帳の整備に関すること。
- (11) 学校緑化に関すること。
- (12) 学校建物に係る国庫補助及び起債に関すること。
- (13) 先行建築に係る学校教育の用に供する建物の取得に関すること。
- (14) 学校用地の取得に係る起債に関すること。
- (15) 学校施設、設備の管理に係る業務の委託に関すること。
- (16) 学校施設の目的外使用に関すること。
- (17) 学校の用に供する教育財産（物品を除く。）その他の管理に関すること。
- (18) 校地の借上げに関すること。
- (19) 教育機関等の用地の調査に関すること。
- (20) 不動産（土地に限る。）の取得及びこれに伴う補償に関すること。
- (21) 事業用代替地の取得、管理及び処分に関すること。
- (22) 不動産（土地に限る。）の取得及び処分に係る登記に関すること。
- (23) 土地収用手続に関すること。
- (24) 課の庶務に関すること。

第2条第5項を次のように改める。

5 学校教育部学事課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 児童及び生徒の入学、転学、退学等に関すること。
- (2) 児童及び生徒の教育扶助に関すること。
- (3) 授業料、入学者選抜料等に関すること。
- (4) 幼稚園就園奨励費の補助に関すること。
- (5) 教科用図書の給与に関すること。
- (6) 通学バスの運行に関すること。
- (7) 私立学校に対する助成に関すること。
- (8) 学校長への権限委譲に係る予算配分の決定に関すること。
- (9) 学校備品の整備（高等学校の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (10) 学校備品台帳の整備（高等学校の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (11) 学校に備え付ける表簿（他課の所掌に属するものを除く。）の作成管理に関すること。
- (12) 課の庶務に関すること。

第2条第6項第4号中「保健体育課」を「給食保健課」に改める。

第2条第7項を次のように改める。

7 学校教育部給食保健課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 学校給食の指導に関すること。
- (2) 学校給食の運営に関すること。
- (3) 定時制高等学校の学校給食に関すること。
- (4) 学校保健の指導に関すること。
- (5) 学校の環境衛生に関すること。
- (6) 学校医等に関すること。
- (7) 児童、生徒及び幼児の保健に関すること。

(8) 学校安全（不審者対策を除く。）に関すること。

(9) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に関すること。

(10) 就学時の健康診断に関すること。

(11) 学校保健団体に関すること。

(12) 教職員健康管理審査会に関すること。

(13) 学校給食センターに関すること。

(14) 財団法人広島市学校給食会その他関係団体に対する指導調整等に関すること。

(15) 課の庶務に関すること。

附 則

この規則は、平成19年4月23日から施行する。

教育委員会告示

広島市教育委員会告示第7号

平成19年4月13日

広島市教育委員会（定例会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会

委員長 石井 眞 治

1 日 時 平成19年4月20日（金） 午前10時～

2 場 所 中区役所6階 教育委員室

3 議 題

(1) 広島市学校評価システム第三者評価検討会議中間まとめについて

(2) 広島市立高等学校・広島特別支援学校用図書の採択基本方針について

(3) 教職員の人事について【非公開予定】

広島市教育委員会告示第8号

平成19年4月17日

平成19年4月13日付け広島市教育委員会告示第7号で告示した広島市教育委員会（定例会）の議題の一部を下記のとおり変更する。

広島市教育委員会

委員長 石井 眞 治

記

（当初）

(1) 広島市学校評価システム第三者評価検討会議中間まとめについて

(2) 広島市立高等学校・広島特別支援学校用図書の採択基本方針について

（変更後）

(1) 広島市学校評価システム第三者評価検討会議中間まとめ骨子について

(2) 広島市立高等学校・広島特別支援学校用教科用図書の採択基本方針について

水道局規程

広島市水道局規程第1号

平成19年3月30日

広島市水道局文書規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者

広島市水道局長 江 郷 道 生

広島市水道局文書規程の一部を改正する規程

広島市水道局文書規程（昭和27年広島市水道局規程第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第23条」を「第23条の3」に改める。

第23条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（指示事項の記録化及び共有化の特例）

第23条の2 管理者は、市長又は副市長からの指示については、主務課長に、その内容を所定の様式により記録させ、その記録した文書により、速やかに直属の上司その他の上司に報告させるものとする。この場合において、当該指示に係る事項が他の部課に関係するときは、主務課長は、関係職位に対し、当該文書の全部又は一部の写しを送付するものとする。

2 主務課長は、前項の文書を当該主務課内で閲覧するとともに、当該主務課所属の職員がいつでも閲覧することができるように保管しなければならない。

3 主務課長は、第1項に規定する指示事項に対し、その対応を決定しようとするときは、所定の様式により、直属の上司その他の上司の決裁を受けるものとする。この場合において、主務課長は、当該指示事項が他の部課に関係するときは、関係職位に対し、その原議書の全部又は一部の写しを送付するものとする。

4 第2項の規定は、前項に規定する決裁を受けた場合について準用する。

5 管理者は、主務課長に対し、第1項に規定する指示事項及びその対応状況について、所定の様式により定期的に報告を求めるものとする。

（事務引継書による報告）

第23条の3 係長以上の職員は、配置換えを命じられ、休職若しくは退職をし、又は組織改正により、担任事務に変更がある場合において、後任者又は上司が指名する職員に事務を引き継ごうとするときは、後任者又は上司が指名する職員と協議の上作成した事務引継書により直属の上司に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

広島市水道局規程第2号

平成19年3月30日

広島市水道局契約規程の一部を改正する規程を次のように定め

る。

広島市水道事業管理者

広島市水道局長 江 郷 道 生

広島市水道局契約規程の一部を改正する規程

広島市水道局契約規程（昭和39年広島市水道局規程第8号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項及び第33条第2項中「場合」の右に「、長期継続契約の場合その他同項の規定により難いと認められる場合」を加え、「つど」を「都度」に改める。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正後の広島市水道局契約規程（以下「改正後の規程」という。）第11条第2項の規定は、広島市水道局契約規程（以下「契約規程」という。）第6条の規定によりこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる公告に係る一般競争入札又は契約規程第22条第2項の規定により施行日以後に行われる通知に係る指名競争入札の入札保証金について適用し、契約規程第6条の規定により施行日前に行われた公告に係る一般競争入札又は契約規程第22条第2項の規定により施行日前に行われた通知に係る指名競争入札の入札保証金については、なお従前の例による。

3 改正後の規程第33条第2項の規定は、契約規程第6条の規定により施行日以後に行われる公告、契約規程第22条第2項の規定により施行日以後に行われる通知又は契約規程第26条の規定により施行日以後に行われる見積書の提出の依頼に係る契約の契約保証金について適用し、契約規程第6条の規定により施行日前に行われた公告、契約規程第22条第2項の規定により施行日前に行われた通知又は契約規程第26条の規定により施行日前に行われた見積書の提出の依頼に係る契約の契約保証金については、なお従前の例による。

広島市水道局規程第3号

平成19年3月30日

広島市水道局職務権限規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者

広島市水道局長 江 郷 道 生

広島市水道局職務権限規程の一部を改正する規程

広島市水道局職務権限規程（昭和46年広島市水道局規程第9号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表8工事の施行等の項中

「	2	工事の施行の決定（工事の変更、一時中止及び打ち切りを含む。）							
	(1)	5,000万円以上のもの						○	を
	(2)	1,500万円以上5,000万円未満のもの					○		
	(3)	1,500万円未満のもの				○			

」